

平成29年7月20日  
株式会社 山梨中央銀行

## 個人番号等の利用目的の変更のお知らせ

株式会社山梨中央銀行（以下「当行」といいます。）は、個人情報保護法第15条第2項および第18条第3項を踏まえ、当行の個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的を以下のとおり変更（追加）することをお知らせいたします。なお、変更日は、預貯金口座付番が開始される平成30年1月1日からといたしますので、申し添えます。

※変更（追加）点は下線部をご覧ください。

### 利用目的

当行は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等により、お客さまの個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報を、以下の業務以外の目的で利用いたしません。

- ① 金融商品取引に関する法定書類作成事務
- ② 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- ③ 国外送金等取引に関する法定書類作成事務
- ④ 金地金等取引に関する法定書類作成事務
- ⑤ 預貯金口座付番に関する事務

以上